提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた居住者又は非居住者である外国居住者等について準用する。この場合において、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第五項中「所得税法第百五十三条の項及び」とあるのは「所得税法第百五十三条の項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第二項又は第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）（これらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第七項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」と、同表」と読み替えるものとする。

8　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第六項の規定は、第六項において準用する同条第二項において準用する租税条約等実施特例法第七条第一項の規定又は第六項において準用する外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第三項において準用する租税条約等実施特例法第七条第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

第三十四条第三項及び第三十七条中「第二十条の二」を「第二十条の二第三項」に、「第百五十一条の二（同法第百六十六条の三」を「第百五十一条の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）、第二十条の二第四項において準用する同法第百五十一条の五第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十条の二第六項において準用する同法第百五十一条の六第一項（同法第百六十六条」に改める。

第六十三条第三項中「第六十六条の四第十七項又は第六十八条の八十八第十八項」を「第六十六条の四第十七項」を「第六十六条の四第二十一項」に、「第六十八条の八十八第十八項」を「第六十八条の八十八第十八項及び第十九項並びに第六十八条の八十八第二十三項及び第二十四項」に改め、同条第七項中「第六十六条の四第二十項又は第六十八条の八十八第二十一項」に改め、同条第九項中「第六十六条の四第二十一項及び第六十八条の八十八第二十二項」を「第六十六条の四第二十一項及び第六十八条の八十八第二十二項」に改め、同条第十一項中「第六十六条の四第二十五項及び第六十八条の八十八第二十六項」に改め、同条第十五項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

（租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条　租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「同項に」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に」に改め、「農業生産法人」の下に「（次項において「旧農業生産法人」という。）」を加え、「同項の」を「旧法第四十一条の九第一項の」に改め、「おいて」の下に「、同条の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同項中「同法第二条第七項」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法第二条第三項」と、「以下この条及び次条において「農業生産法人」」とあるのは「次項第三号及び次条第一項第一号において「旧農業生産法人」とあるのは「が当該農業生産法人」と、「が当該農業生産法人（以下この項及び第八項において「農地所有適格法人」という。）」と、同項第一号から第三号までの規定中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第二項第三号中「農業生産法人」と」を加え、「「財務省令」を「「財務省令」と、同条第八項中「農業生産法人」とあるのは「農地所有適格法人」」に改め、同条第二項中「同項に規定する農業生産法人」を「旧農業生産法人」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条の見出し及び同条第一項第一号中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第二項中「の額が五十万円以下」とあるのは「につき、その額が百万円以下である場合又はその延納の期間が三月以下」と、同条第七項中「割合」とあるのは「割合（各年の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第九十三条第二項に規定する特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合）」とする。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十六条第三項中「前に」の下に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の」を加え、「（以下この条において「特定農業生産法人」という。）」を削り、同条第四項中「受けた特定農業生産法人が」を「受けている農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人で政令で定めるもの（以下この条において「特定農地所有適格法人」という。）が」に、「、特定農業生産法人」を「、特定農地所有適格法人」に、「受けている特定農業生産法人と」を「受けている特定農地所有適格法人と」に改め、同条第五項中「引き続き特定農業生産法人」を「引き続き特定農地所有適格法人（以下この号及び」に、「以下この号において「譲渡等」という。）」を「当該農地等につき民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権の設定があった場合において当該被設定者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける当該設定を除く。」に改め、同項第二号中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第六項中「（第八項までにおいて「地上権等」という。）の設定」を「の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。第八項までにおいて「地上権等の設定」という。）」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第十項中「同条第三項に規定する特定農業生産法人」を「同条第四項に規定する特定農地所有適格法人」に改め、同条第十一項中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五十五条第三項中「前に、」の下に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の」を加え、「以下この条において「特定農業生産法人」を「第五項において「旧特定農業生産法人」に改め、同条第四項中「引き続き特定農業生産法人」を「引き続き農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人で政令で定めるもの（以下この条において「特定農地所有適格法人（以下この号及び」に改め、「規定する譲渡等」の下に「（当該農地等につき民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権の設定があった場合において当該被設定者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける当該設定を除く。第六項第一号において同じ。）」を加え、同項第二号中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第五項中「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に改め、同条第六項中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第八項中「特定農業生産法人」を「受けている特定農地所有適格法人」に、「、特定農地所有適格法人」に改め、同条第十項中「（以下第十二項までにおいて「地上権等」という。）の設定」を「の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。以下第十二項までにおいて「地上権等の設定」という。）」に、「特定農業生産法人」を「同条第三項」を「同条第四項」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第十五項中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改める。